

大分県被災動物救護対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県被災動物救護対策本部設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、大分県被災動物救護対策本部及び現地被災動物救護対策本部等が行う動物救護活動を円滑に実施することを目的とする。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、原則、対象地域内の家庭等で飼養され、対象地域内に放置され又は飼養者と同行避難した犬、猫などの愛護動物（以下、「被災動物」という。）とする。

(活動内容)

第3条 大分県被災動物救護対策本部は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災動物等の被災状況の確認
- (2) 救護対策の対象地域の設定
- (3) 現地被災動物救護対策本部への職員（獣医師等）の派遣
- (4) 動物救護施設の設置及び支援要請
- (5) 救援物資等保管施設の設置及び物資の確保
- (6) ボランティアへの協力要請、募集等
- (7) 自治体、関係団体への支援の要請
- (8) 運営経費の管理
- (9) 寄付金、義援金の募金活動
- (10) その他動物救護活動に必要な事務

2 現地被災動物救護対策本部は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況、避難状況等の情報収集
- (2) 動物に関する相談窓口の開設
- (3) 避難所等への救援物資の配布及び飼育指導
- (4) 職員（獣医師等）、ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
- (5) 被災動物の保護、収容、治療、飼養管理、引取り、譲渡等
- (6) 避難所から動物救護施設への動物の受け入れ
- (7) 人と動物の共通感染症の予防の措置
- (8) その他動物救護活動に必要な事務

(事務局)

第4条 大分県被災動物救護対策本部事務局（以下、「大分県事務局」という。）

は、事務局長1名及び以下の4班体制とし、本部長の指示に基づき任務を行う。

- (1) 総務班
- (2) 人材管理班
- (3) 物資管理班
- (4) 広報班

2 現地被災動物救護対策本部事務局（以下、「現地事務局」という。）は、地区対策本部保健所班に設置し、事務局長1名及び以下の4班体制とし、本部長の指示に基づき任務を行う。

- (1) 総務班
- (2) 物資管理班
- (3) 保護飼育管理班
- (4) 獣医療班

(事務局の任務等)

第5条 第4条第1項の大分県事務局の任務等は以下のとおりとする。

(1) 総務班

- ア. 被災状況等の情報収集
- イ. 救護対策の対象地域の設定
- ウ. 動物救護施設の設置及び支援要請
- エ. ペット災害支援協議会、関係行政機関及び各種ボランティア団体等との連絡、調整
- オ. 運営経費の収支管理

(2) 人材管理班

- ア. 現地被災動物救護対策本部等への職員（獣医師等）の派遣
- イ. ボランティア活動希望者の登録、派遣調整等
- ウ. 獣医師の派遣依頼及び調整等

(3) 物資管理班

- ア. 救援物資等保管施設の設置
- イ. 動物用医薬品、救援物資等の管理及び配布
- ウ. 職員、獣医師、ボランティア等の弁当、宿泊場所、作業着等衣食住の手配

(4) 広報班

- ア. 報道機関への対応
- イ. 義援金、救援物資等の要請
- ウ. 大分県獣医師会、ボランティア団体等の活動状況の集計（救護施設における収容頭数、治療頭数、相談件数等）活動報告の集計

2 第4条第2項の現地事務局の任務等は以下のとおりとする。

(1) 総務班

- ア. 大分県被災動物救護対策本部、現地被災動物救護対策本部各班との連絡調整
- イ. 対象区域内の行政機関及び関係団体との連絡調整
- ウ. 被災状況、避難状況等の情報収集
- エ. ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
- オ. 職員（獣医師等）の派遣依頼及び調整
- カ. 避難所、動物救護施設等への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請

(2) 物資管理班

- ア. 餌、医薬品、ケージ、建設資材等物資の調達、管理及び配布
- イ. 避難所などで飼育されている被災動物に対するペットフード及び衛生 処理用品等の配布被災地における飼育動物に対する餌の配布

(3) 保護飼育管理班

- ア. 飼い主への啓発
- イ. 動物に関する相談窓口の設置
- ウ. 被災動物の受付事務
- エ. 避難所などで飼育されている被災動物の種類、数等の把握
- オ. 避難所などで飼育されている被災動物の飼育指導
- カ. 被災動物の保護、収容、飼養管理
- キ. 飼養困難な被災動物の一時保管
- ク. 避難所等から動物救護施設への動物の受け入れ
- ケ. 所有権を放棄された被災動物の引取りと処置
- コ. 収容された被災動物の所有者及び新たな飼い主探し並びに情報提供
- サ. 動物取扱業者及び特定動物飼養施設の状況把握及び逸走等に係る対応
- シ. 死亡動物への対応
- ス. 県が行う規制区域などに残された動物への給餌活動の支援

(4) 獣医療班

- ア. 負傷した被災動物の治療
- イ. 被災動物の疾病予防（健康診断、ワクチン接種等）
- ウ. 動物の一時保管
- エ. 動物に係る健康相談への対応

(対象地域)

第6条 大分県被災動物救護対策本部は、現地被災動物救護対策本部と連絡をとり、被災状況、避難所の設置状況等の情報を収集する。

- 2 大分県被災動物救護対策本部は、前項の情報に基づき被災動物の救護が必要と判断した場合は、救護対策の対象地域として設定するが、災害等の規模、被害の状況に応じて大分県災害対策本部と協議を行った上で、対象地域を加除する。

(動物救護施設)

第7条 大分県被災動物救護対策本部は、被災動物の治療及び飼養管理を行うため、災害の規模、被災状況から、必要がある場合は、被災動物を一定期間保管し、救護活動を行う施設の設置を指示する。なお、動物救護施設の設置場所については、大分県被災動物救護対策本部が大分県、市町村、公益社団法人大分県獣医師会（以下、「大分県獣医師会」という。）等と協議し決定する。

- 2 前項の施設の種類、設置場所等について、以下のとおり定める。

(1) 被災動物一時避難所

市町村等が避難所以外の場所に設置する。

(2) 被災動物救護所

大分県獣医師会が会員の動物病院に設置する。

(3) 被災動物救護センター

大分県等が、**おおいた動物愛護センター**、各保健所（部）の犬（猫）一時抑留施設等を指定し設置する。

(4) 仮設被災動物救護センター

上記で対応困難な場合に**ペット災害支援協議会**に要請して設置する。

(5) 九州災害時動物救援センター

広域的な動物救護が必要となった場合、一般社団法人九州動物福祉協会が運営・管理する九州災害時動物救援センターにおいて、九州地区獣医師会連合会が支援を行う。

(義援金等)

第8条 大分県事務局は、専用口座を開設し、マスコミ等を通じて義援金等資金を広く募集するものとする。

2 義援金等からの支出については、要綱第6条で規定する対策会議で決定する。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、本部長が支出を決定できるものとし、決定後すみやかに対策会議に報告するものとする。

(ボランティア登録制度)

第9条 ボランティアの登録を希望する者は、大分県動物救護ボランティア登録申請書(第1号様式)に誓約書等を添付し、大分県事務局に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた事務局は、届出者が適当な者であると認められるときは、大分県動物救護ボランティア登録証(以下、「登録証」という。)(第2号様式)を交付するとともに大分県動物救護ボランティア管理台帳(第3号様式)を作成するものとする。

3 ボランティアは、活動を行うときは、前項の登録証を携行しなければならない。

4 ボランティアの活動内容は、避難所及び動物救護施設等における被災動物の飼育、治療補助等とする。

5 ボランティアは、大分県動物救護ボランティア活動記録簿(第4号様式)を作成し、活動期間中保管するとともに、当該活動場所の長から提出を求められた場合は提出すること。

6 ボランティアは、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに大分県動物救護ボランティア変更届出書(第5号様式)を大分県事務局に届け出ること。

(救援物資等)

第10条 大分県事務局は、救援物資等保管施設を設置するとともに、**ペット災害支援協議会**等から提供された動物用医薬品、救援物資等を物資受払簿(第6号様式)により管理し、現地事務局等に配布するものとする。

2 前項の動物用医薬品、救援物資等の受け入れは、原則、大分県事務局が行う。

3 現地事務局等は、必要な物資等を調達するため、必要物資注文表(第7号様式)を大分県事務局に提出し、調達した救援物資等を物資受払簿により管理するものとする。

4 第1項における救援物資等保管施設は以下の場所に設置するものとする。

(1) **おおいた動物愛護センター**

(2) その他必要に応じて**おおいた動物愛護センター**以外の場所

(同行被災動物の登録)

第11条 避難所の管理者等または現地被災動物救護対策本部等は、避難所での被災動

物の管理を行うため、飼い主に同行被災動物登録票（第8号様式）を提出させ、同行被災動物管理台帳（第9号様式）を作成するものとする。

（相談窓口）

第12条 現地事務局は、動物に係る相談窓口を設置し、相談内容を相談受付票（第10号様式）に記入するものとする。

なお、行方不明の相談については、行方不明被災動物受付票（第11号様式）を作成し管理するものとする。

（被災動物の一時預かり）

第13条 現地事務局は、避難所等への同行避難が困難とされた被災動物について、飼養者から一時預かりの申し出があった場合は、一時預かり依頼書（第12号様式）に不妊・去勢手術に係る同意書を添付して提出させるとともに、一時預かり契約書により飼養者と契約を締結するものとする。

2 預かり場所は、原則、被災動物救護センターとし、保管中の健康管理は、現地事務局等が行うものとする。

（被災動物の預かり期間等）

第14条 動物救護施設における預かり期間は原則2週間以内とし、必要に応じて適宜延長する。

2 飼養者は、預かり期間中、飼養が困難と判断した場合は、所有権放棄届（第13号様式）を現地事務局に提出するものとする。

（被災動物の保護及び収容）

第15条 現地事務局は、被災動物の飼養者等から保護及び収容の申し出があった場合は、収容被災動物管理票（第14号様式）を作成するものとする。

2 現地事務局は、保護および収容した被災動物の健康診断等を行い、病状により動物を以下のとおり区分し管理するものとする。

- 1) 応急処置が必要な重症患者（赤ラベル）
- 2) 応急処置が必要であるが生命に別状はない患者（黄ラベル）
- 3) 軽傷患者（青ラベル）
- 4) 伝染病が疑われる患者（桃ラベル）
- 5) 死亡動物（黒ラベル）

3 現地事務局は、前項において、疾病等のため移動が必要と認めた場合は、被災動物移動記録簿（第15号様式）を作成し、被災動物救護所等の収容先に動物を移送するものとする。

- 4 被災動物救護所等で被災動物を治療した獣医師は、診療記録簿（第16号様式）を作成するものとする。
- 5 現地事務局は、収容した犬について、飼養者が判明し返還の申し出があった場合は、誓約書（返還）（第17号様式）を提出させるものとする。

（被災動物の譲渡）

- 第16条 現地事務局は、避難所等に避難した被災動物について、飼養者等から他の者への譲渡の申出があった場合であって、当該飼養者等による飼養の継続が困難であると認めた場合には広く希望者を募り譲渡を行う。
- 2 現地事務局は、前項の動物について譲渡の申出があった場合は、誓約書（譲渡）（第18号様式）を提出させるものとする。

（救護活動報告）

- 第17条 現地事務局は、動物救護活動報告書（日報）（第19号様式）を作成し、大分県事務局あて報告するものとする。
- 2 大分県事務局は、前項の報告書及び当局の救護活動を合わせて集計するものとする。

（報道機関等への対応）

- 第18条 大分県事務局は、報道機関等から取材依頼があった場合は、あらかじめマスク取材簿（第20号様式）を報道機関等に提出させ、取材内容等を確認した後、現地事務局等と連絡調整を行うものとする。
- 2 現地事務局等は、報道機関等が動物救護施設等を訪問した場合は、外来者名簿（第21号様式）を作成し、立入者の管理を行うものとする。

（手当）

- 第19条 活動に従事する者への手当は原則として支給しない。

（連絡体制）

- 第20条 大分県被災動物救護対策本部及び他の関係機関との連絡体制は、別表のとおりとする。

（その他）

- 第21条 上記のほか、必要と認められた活動等については、大分県被災動物救護対策本部と現地被災動物救護対策本部が協議の上、連携してこれを実施する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年3月11日から施行する。

この要領は、平成28年3月18日から施行する。

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

別表

No.	団体名	所在地	連絡先
1	大分県生活環境部 食品・生活衛生課	大分市大手町3丁目1番1号	電話 097-506-3054 FAX 097-506-1743 MAIL a13910@pref.oita.lg.jp
2	おおいた動物愛護センター 大分県動物愛護センター	大分市大字廻栖野3231番地47	代表電話 097-588-1122 電話 097-588-1212 FAX 097-506-1743 MAIL a13920@pref.oita.lg.jp
3	大分市保健所衛生課 動物愛護センター		電話 097-588-2200 FAX 097-588-2210 MAIL eisei2@city.oita.oita.jp
4	大分県獣医師会	大分市大字廻栖野3231番地47 2F	電話 097-574-5211 FAX 097-574-5221 MAIL oitakenju@mist.ocn.ne.jp
5	東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1	電話 0977-67-2511 FAX 0977-67-2512
6	東部保健所国東保健部	国東市国東町安国寺786-1	電話 0978-72-1127 FAX 0978-72-3073
7	中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	電話 0972-62-9171 FAX 0972-62-9173
8	中部保健所由布保健部	由布市庄内町柿原337-2	電話 097-582-0660 FAX 097-582-0691
9	南部保健所	佐伯市向島1-4-1	電話 0972-22-0562 FAX 0972-25-0206
10	豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2	電話 0974-22-0162 FAX 0974-22-7580
11	西部保健所	日田市田島2-2-5	電話 0973-23-3133 FAX 0973-23-3136
12	北部保健所	中津市中央町11-10-42	電話 0979-22-2210 FAX 0979-22-2211
13	北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市是永町39	電話 0978-22-3165 FAX 0978-22-2684